

「経営者保証に関するガイドライン」について

「経営者保証に関するガイドライン」は、中小企業・小規模事業者等（以下「中小企業」という）の経営者の方々による個人保証（経営者保証）の課題を解決するために、日本商工会議所と全国銀行協会を共同事務局とする「経営者保証に関するガイドライン研究会」により取りまとめられた中小企業（債務者）・経営者（保証人）・金融機関（債権者）の自主的なルールです。

当金庫と中小企業の経営者との間で、新たに保証契約を締結する場合、既存の保証契約の見直しや保証債務の整理をする場合等に、このガイドラインが適用されることとなります。

本ガイドラインの詳細については、以下をご参照ください。

- [経営者保証に関するガイドラインをご存じですか](#)^{PDF}
- [経営者保証に関するガイドライン](#)^{PDF}
- [事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則](#)^{PDF}
- [廃業時における「経営者保証に関するガイドライン」の基本的考え方](#)^{PDF}
- [経営者保証に関するガイドライン Q&A](#)^{PDF}
- [「経営者保証に関するガイドライン」に基づく保証債務の整理に係る課税関係の整理に関する Q&A](#)^{PDF}

また、当金庫では、中小企業の経営者の方からのガイドラインに関する相談窓口を以下のとおりご用意しております。

- 各営業店または審査部 電話0575-65-3120

以上

八幡信用金庫